

小田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、最少の経費で市の図書館の雑誌コーナーを充実させ、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を小田原市の図書館に配架する。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置及び保存、廃棄については、市が決定する。

3 市は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、また雑誌架と提供雑誌の最新号カバー裏面にスポンサーの広告を掲載する。

(スポンサー及び広告内容の基準)

第4条 スポンサーは企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

2 広告及びスポンサー名（以下、「広告等」という。）は市の図書館の公共性及び信頼性を損なうおそれのないものとし、要綱第2条第1項各号のいずれかに該当するものは掲載できない。

(広告等の規格等)

第5条 広告等の表示位置及びスペースは次のとおりとする。

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。なお、貼付位置は最新号カバー底辺より4cm上部の中央とする。

(2) 雑誌架については、スポンサーの希望する広告を表示するものとし、表示の大きさは縦15cm、21cm以内とする。なお、貼付位置は雑誌架にある個別の亚克力板の上辺より4cm下部の中央とする。

- (3) 提供雑誌の最新号カバーの裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものを使用する。
- 2 スポンサー名は、前項の表示位置のいずれにおいても同一名称を用いることとする。
- 3 スポンサー名表示及び広告はスポンサーが作成するものとする。
- 4 広告の内容変更は年間2回までとする。変更にあたっては、市と事前に協議し、その承認を得なければならない。

(広告等の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、市又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌の選定)

第7条 スポンサーは、提供雑誌を別紙「雑誌リスト」より選定するものとする。

(雑誌の募集時期)

第8条 スポンサーの募集は随時とする。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、「小田原市図書館雑誌スポンサー制度申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて、図書館に提出するものとする。

(スポンサー及び広告内容の決定)

- 第10条 市長は、前条の申込みを受けた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会事務局に申込状況を情報提供するとともに、要綱及びこの要領の定めるところにより審査を行い、スポンサー及び広告内容を決定するものとする。
- 2 同一雑誌に重複して申込みがあった場合は、要綱第5条の規定によるものとする。
 - 3 前項の規定に関わらず既にスポンサーが付いている雑誌については、既スポンサーを優先するものとする。
 - 4 広告等の決定に疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会において審査し、可否を決定するものとする。

(契約)

第11条 申込者は、雑誌スポンサー制度のスポンサーに決定した場合、覚書(様式第2号)により市と契約を締結するものとする。

(支払方法)

第12条 スポンサーは、雑誌購入代金を、市指定の納入業者に直接支払うものとする。なお、振込手数料が発生する場合は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第13条 広告主提供の雑誌が休刊した場合は、小田原市の図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月15日から施行する。

この要領は、平成26年1月1日から施行する。